

## 令和3年度 第3回公民館運営審議会会議録

日 時 令和3年9月28日(火)  
午前10時00分から午前10時40分まで  
場 所 市役所新館 1階 会議室4  
出席者 神谷委員、中野委員、**奥**住委員、都築委員、斎藤委員、黒田委員、  
古川委員  
欠席者 三輪委員  
事務局 教育長、部長、生涯学習課長、課長補佐、担当係長、担当  
傍聴人 なし

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 豊明市立公民館条例の一部改正について  
事務局より説明。

### 質疑等

委員 豊明市共生交流プラザの時間単価の料金は1人単位ですか。  
事務局 1部屋の料金です。  
委員 公民館サークルやID登録団体は、豊明市共生交流プラザに自動的に登録が移行されますか。  
事務局 新たな施設の要件に沿った申請が必要になります。  
委員 豊明市共生交流プラザの登録は、誰でも可能ですか。  
事務局 料金に差は出ますが営利を伴う団体でも、申請できると聞いています。  
委員長 これまで中央公民館を使っていたサークルの方も十分利用できる施設であると思います。手続き等については、具体的なことが分かったら周知していただきたい。  
委員 紙面の案内だけでは分かりにくいいため、施設がオープンする前に利用したいサークルなどに向けて事前に施設を見学することはできますか。今は別の施設を使っているサークルにとっても、活動場所を検討できる機会になると思います。  
事務局 完成の竣工間近になったときに、公民館に登録しているサークルやそれ以外に活動されている団体もいるので、内覧が可能であればやっていただきたい旨を市民協働課へ伝えさせていただきます。

委員長 4月の活動が始まる前に、実際に行ってみて施設の雰囲気が分かっているのは非常にありがたい。ぜひ、市民協働課と連携しながら機会が設けられるとよいと思います。

委員 他の施設は午前、午後、夜間の時間枠で予約することが多い。時間枠が1時間単位となっているため、借りる側は予約の方法に少し戸惑います。利用者は、インターネットの抽選申込が行われるならば、早めに申込方法を知りたいと思います。また、図面からピアノの利用が可能かどうか分からなかったもので、それが分かるとコーラス団体などは活用の仕方を考えていけるとと思います。

事務局 備品として何が活用できるのか、あらかじめアナウンスができるように要望が挙がったことを市民協働課に伝えていきます。豊明市共生交流プラザは指定管理者制度を導入し、管理運営をお願いする予定です。指定管理者が正式に決まった段階で、どのような備品が整備されていくのかも含めて、できるだけ早くアナウンスできるよう要望を伝えます。

委員長 できるだけ早く情報が開示されると、使う側もいろいろ検討して施設を利用することができると思うのでよろしくお願いします。

中央公民館としての機能がなくなって、実際には同じような活動が新しい豊明市共生交流プラザでできるということを踏まえ、豊明市立公民館条例の一部改正について賛成の方は挙手をお願いします。

委員長 賛成多数で可決されました。

ただし、早めに施設概要や利用方法が分かるような手立てをしていただくようお願いします。

## (2) 令和3年度公民館サークル展示会の開催要項について 事務局より説明。

### 質疑等

委員 作品の展示場所が昨年と同じなら展示場所や方法を検討していただきたい。パネル展示だけでなく、立体的なものを展示したり、日程を決めて体験ブースを設けたりしてもよいと思います。集客するアイデアを検討して工夫するのがよいと思います。

事務局 2階の展示場所に集客できる案内や、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら体験ブースの設置などの検討を行っていきます。

委員長 展示会の会場への案内や展示の仕方など工夫をして、展示場所が一目で

分かったとありがたい。体験や実演もやれる方法があれば検討していただきたいです。

(3) その他

中央公民館の条例一部改正の今後の予定について事務局より報告

事務局 10月26日と30日に住民説明会の開催を予定しています。10月広報で案内されています。中央公民館の利用をされていた団体へも案内を別途通知させていただく予定です。また、定例教育委員会にも同内容の議題を諮り、その後12月定例月議会に改正案を上程する予定です。